

被災建築物応急危険度判定講習会

主催 高知県

地震により多くの建築物が被災した場合、余震による建築物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するためには、被災建築物の応急的な危険度を早期に判定することが重要です。県では、こうした判定を行うことのできる技術者を養成し、登録する制度を設けています。熊本地震や鳥取地震においては、県内の登録判定士が現地に派遣され、判定業務による被災地支援活動で活躍されました。

しかしながら、本県で想定されている南海トラフ地震の被害状況に対してはまだまだ県内判定士が不足しています。判定士としての新規登録をしていただける講習会を開催しますので、まだ登録をされていない建築士等の方は受講していただきますようお願いいたします。

また、既に登録されている方も、受講できますので業務内容の再確認などにご活用ください。

なお、講習会につきましては、県からの委託により(公社)高知県建築士会が運営しています。

記

開催日・場所（定員：各回50名まで）

第1回	令和3年10月20日(水)	ポリテクセンター高知	高知市棧橋通4-15-68	(088-833-1085)
第2回	令和3年12月17日(金)	ポリテクセンター高知	高知市棧橋通4-15-68	(088-833-1085)
第3回	令和4年02月02日(水)	ポリテクセンター高知	高知市棧橋通4-15-68	(088-833-1085)

講習内容等（13:00～13:10講習会運営説明）

13:10～13:20	主催者あいさつ	高知県土木部建築指導課		
13:20～13:50	高知県の応急危険度判定制度について	〃	技師	野本昂
13:50～14:30	軟弱地盤と液状化			中村和弘
14:40～15:20	木造編	山本構造設計事務所		山本俊成
15:30～16:10	鉄骨造編	(有)熊澤構造設計事務所	所長	熊澤敬輔
16:20～17:00	鉄筋コンクリート造編	竜誠の設計工房	所長	前田竜誠

対象者：1級・2級・木造建築士または県内の地方公共団体に勤務する建築行政や営繕等の実務経験が3年以上の技術職員で、応急危険度判定士の登録をしようとする方、また、過去に登録をされている方。

受講料 **無料**

テキスト 「被災建築物応急危険度判定マニュアル」

((一財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会) **(新規受講者には無料配布)**

○新規登録をされる方の申込方法

高知県被災建築物応急危険度判定士認定申請書兼講習申込書に必要事項を記入のうえ、顔写真 2 枚（横25mm縦30mm、カラー又はモノクロ、うち1枚は申請書に貼付）、**建築士の方は建築士免許の写を添え、**直接または郵送で申し込んでください。

○既に登録をされている方の申込方法

高知県被災建築物応急危険度判定士認定申請書兼講習申込書に必要事項を記入のうえ直接または郵送で申し込んでください。

申込期限 各講習開催日の一週間前まで(新規者、既登録者とも)

申込先 (公社)高知県建築士会 〒780-0870 高知市本町4-2-15 建設会館3階

TEL 088-822-0255

受講申込者には受講票を交付します。

※更新切れの方は更新登録手続きをお願いいたします。

平成23年度以前に登録された方で更新登録をされていない方はこの機会に更新登録の申し込みをお願いします。(更新切れによる登録者の方の講習会受講は任意となっております。)